

岡山県真庭市

真庭暮らしサポートブックレット

～ 補助金・サービス情報 ～



真庭市キャラクター
まにぞうファミリー

目次

住む	P1-2
交通・スポーツ・文化	P2
子育て・教育	P3-6
障がい・健康	P7-8
働く	P9-10

住む

事業名		内容等	料金、補助金等	担当課
住宅関係 補助金・助成金等	空き家活用定住促進補助金 (取得・改修)	●目的：真庭への移住促進及び空き家の活用、さらには市内建築業者を利用することにより、経済活性化や雇用安定を図る。 ●対象：3年以上市外に居住し定住意思をもって転入する人で転入後3年を経過しない人(配偶者・扶養加算あり) ●内容：空き家購入・購入に伴う改修・土地購入・諸経費等 ※購入に伴う改修の際に、耐震診断や耐震改修を併せて実施する場合は、別途補助制度あり	・取得：取得費の1/3、上限80万円 ・改修：工事費の1/3、上限80万円	交流定住推進課 0867-42-1179 ※耐震診断等 都市住宅課 0867-42-7781
	空き家家財道具等撤去補助金	●目的：空き家情報バンクの登録を促進するとともに、同バンク利用者の経済的負担を軽減する。 ●対象：情報バンクに登録された物件の所有者または利用者 ●内容：家財道具等の処分費、片付業者への委託料、家電リサイクル等法定費用 等	・処分に係った経費の10/10 ・上限12万円	交流定住推進課 0867-42-1179
	新婚さんバックアップ事業	●目的：真庭での新婚生活を応援する。 ●対象：以下のすべてを満たす新婚世帯 ①令和3.7.1～令和5.3.31日までに婚姻届受理 ②夫婦ともに50歳未満 ③申請日及び交付日において真庭市に住民票を有する ④夫婦の令和3年分の所得合計が430万円未満 ⑤真庭市税の滞納がない ●内容：令和3年7月1日以降に支払いをした、新規住宅取得費、新規住宅賃貸費、結婚に伴う引っ越し費(業者に払ったもの)、自宅改修費	・新規住宅取得の場合 上限70万円 ・賃貸費、引越費の場合 上限30万円 ※賃貸にかかる経費は2年目以降上限20万円とし初年度を含む3か年度まで補助 ※自宅改修費については上限30万円	交流定住推進課 0867-42-1179
	簡易給水施設補助金	●目的：公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る。 ●対象：市内で市が管理する水道施設給水区域外に住所を有する人 ●内容：井戸新設、水質改善機器設置、既存施設の修理 等	対象戸数 1戸あたり：補助率1/2 上限75万円	水道課 0867-42-1108
	浄化槽設置整備事業	●目的：浄化槽を設置することで生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し公衆衛生の向上を図る。 ●対象：公共下水道などの整備計画がない区域又は整備計画区域で工事実施が決定していない区域に居住する人 ●内容：新設する浄化槽設置工事費の一部補助	・5人槽：332,000円～616,000円 ・7人槽：414,000円～726,000円 ※いずれも区域により異なる	下水道課 0867-42-1109
	真庭市省エネ・新築木造住宅支援事業補助金	●目的：市内の木材需要拡大・関連産業の活性化を図り、併せて市内エネルギー自給率の向上を図る。 ●対象：市内に住所を有し自ら10年以上居住するために市内に一戸建て木造住宅を新築する、又は市外に住所を有し自ら10年以上居住するために市内に一戸建て木造住宅を新築し、速やかに本市に住民登録する人。及び市税を滞納していない人。 ●内容：市内に一戸建て延床面積80平方メートル以上の木造住宅を新築する人で市内の製材所で製材した真庭産材による乾燥材を8立方メートル以上使用する場合に補助金を交付 また、上記に定めるものを満たし、省エネ性能表示（BELS）評価書において「外皮性能に関する表示」として「ZEH」の記載がある場合については補助金の上乗せを行う。	・新築 1戸当たり60万円 ・「ZEH」の要件を満たす住宅については30万円の補助金の上乗せを行う。 （参考）「おかやまの木で家づくり支援事業」との併用はできない。	林業・バイオマス産業課 0867-42-5022
	木材活用リノベーション事業補助金	●目的：真庭産材活用を促進し木材関連産業の活性化を図る ●対象：市内に建築事業の事業所を有する個人事業主又は市内に建築事業の本店その他これに類するものを有する法人で、法人市民税（個人事業主の場合は、市民税又は県民税）を完納している者。 ●内容：市内立地建築物(家屋、外構部)に市内製材所で製材した真庭産材の購入費に対し補助金を交付。 ※市と建築物木材利用促進協定を締結している場合は市外建築事業者も可。	真庭産材購入費10万円以上に対し、1/2以内、上限30万円。 ※市と建築物木材利用促進協定を締結している場合は上限を50万円とする。	林業・バイオマス産業課 0867-42-5022
	木質バイオマス利用開発推進事業補助金	●目的：環境負荷の低い持続可能なまちづくりの推進を図る。 ●対象：市内に住所を有する個人または事業者、もしくは真庭市に住民登録を行うことを確約する個人または年度内に市内で事業を開始することを確約する事業者 ●内容：市内の住宅や事業所等で、ペレットや薪等を燃料とするストーブや事業用ボイラを購入する場合	事業費の1/3以内でストーブは上限13万円、事業用ボイラは上限70万円(PR効果が 高い施設のストーブについては、1/2以内で20万円)	林業・バイオマス産業課 0867-42-5022
サービス	市営住宅	【公営住宅】北房4か所、久世3か所、勝山5か所、湯原1か所、美甘2か所、中和2か所、八束1か所 【特定住宅】勝山2か所、美甘3か所、中和1か所 【若者住宅】湯原2か所 【単独住宅】落合1か所、勝山1か所	・公営住宅：住宅や所得によって異なる ・特定住宅：15,000～45,000円 ・若者住宅：25,000円 ・単独住宅：15,700～48,000円	都市住宅課 0867-42-7781
	空き家情報バンク	●目的：個人が所有する、現に居住していない市内の住宅（空き家）について、賃貸・売りたい人と、移住を希望し空き家を求める人との情報のマッチングを図る。※マッチングを確約するものではありません。		交流定住推進課 0867-42-1179

事業名		内容等	料金、補助金等	担当課
住宅関係	おためし住宅	●目的：真庭の気候風土の体感、あるいは地域交流、就業体験、住宅探しの拠点としていただき移住につなげる。（北房1か所、久世2か所、中和2か所、落合1か所） ●対象：真庭暮らしを身近に体験したい人（単身～世帯） ●利用期間：1か月以上1年未満	・北房：集合住宅1棟（単身向け）20,000円～/月 ・落合：古民家1棟 10,000円～/日 ・久世：①古民家1棟 要相談/月、②古民家1棟 3,850円～/日 ・中和：①集合住宅2棟（単身向け8室）20,000円～/月、②就農世帯向け1棟 30,000円/月	交流定住推進課 0867-42-1179
	光ネットワークサービス	高速の光ファイバーケーブルを市内全域に整備し以下のサービスを実施。 ①音声告知放送：行政等からのお知らせ放送 ②ケーブルテレビ：県内地上波7局のほか、サンテレビ、市内ケーブルテレビ番組をみることができる。 ③インターネット：光ファイバを使った高速インターネットを利用できる（別途回線・プロバイダ契約必要） ※告知放送やケーブルテレビ番組は市内情報を得るのに最適	【料金】 ①音声告知放送：無料 ②テレビ放送：加入時負担金：32,000円、月額利用料：1,800円（NHK受信料は含まない） ③インターネット利用：加入時負担金：14,000円（別途回線・プロバイダ契約等が必要） ※②、③の利用には①の設置が必要	秘書広報課 0867-42-1163 ※加入申し込みは真庭いきいきテレビ 0867-42-7200

交通・スポーツ・文化

事業名		内容等	料金や補助金、助成等	担当課
交通	コミュニティバス	市内の交通空白地域をカバーするため、コミュニティバス『まにわくん♡』を各地区の実情に合わせて運行している。 ※便によって毎日運行していない地域、予約型等もある。	1回乗車あたり：中学生以上200円、小学生100円 【運賃半額】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、おかやま愛カード所有者 ※第1種身体障害者手帳又は療育手帳所有者の介護者は、手帳所有者と同乗する場合お一人のみ、同時に同区間利用の場合に限り適用	くらし安全課 0867-42-1017
	高速バス	各民間バス会社により、岡山、大阪方面の便がある。（日ノ丸自動車、日本交通、中鉄北部バス、備北バス、阪急観光バス） ※最新の運行状況等については運行会社にご確認ください。	乗車料金（参考） 岡山駅行：往復2,500～2,700円 大阪行：片道3,060円～4,900円	
	J R	JR姫新線が走っており、市内7か所（勝山3か所、久世1か所、落合3か所）の駅がある。 ※本数は1～2時間に1本程度		
	岡山空港行乗合タクシー	岡山空港行乗合タクシーが1日4往復運行している。（要予約） 勝田交通 0868-22-1234	片道5,000円	
文化・スポーツ	文化センター（公民館）	文化活動等に利用できる場所を整備している。 ※北房1か所、落合1か所、久世2か所、勝山3か所、湯原1か所、美甘1か所、蒜山1か所 久世エスパセンターでは年間15回以上のコンサート等が、勝山文化往来館では、アート展示、体験会等が実施されている。		スポーツ文化振興課 0867-42-1178 生涯学習課 0867-42-1094
	図書館	中央、北房、落合、久世、湯原、美甘、蒜山の市内7か所に図書館を設置しており、どの図書館の本でも借りることができる。中央図書館では1か月に1回の映画上映も行われている。		生涯学習課 （図書館振興室） 0867-44-2012
	運動公園（野球場等含む）	スポーツ活動、運動等に利用できる公園を整備している。 ※北房1か所、落合1か所、久世2か所、勝山1か所、湯原1か所、美甘1か所、蒜山3か所		スポーツ文化振興課 0867-42-1178
	プール	水泳、水遊び等に利用できるプールを整備している。（北房1か所、勝山1か所、湯原1か所、蒜山1か所） ※勝山は温水プール、湯原・蒜山は温泉プール（夏季のみ）		スポーツ文化振興課 0867-42-1178
	体育館	スポーツ活動、運動等に利用できる体育館を整備している。 ※北房1か所、落合2か所、久世1か所、勝山1か所、蒜山2か所		スポーツ文化振興課 0867-42-1178
	その他	その他のスポーツ等に利用できる施設・設備を整備している。（クライングセンター（湯原）、乗馬施設（蒜山）、ボウリング場（落合）、スキー場（蒜山2か所）、ゴルフ場（北房、落合2か所、勝山）） 各種スポーツ少年団が活発に活動し、蒜山マラソンやユニバーサルスポーツ体験会等のスポーツイベントも盛ん。また、蒜山と久世・勝山・落合に自転車道を整備している。		スポーツ文化振興課 0867-42-1178

子育て・教育

事業名		内容等	料金や補助金、助成等	担当課	
妊 娠 前 く 妊 娠 く 出 産	補 助 金 ・ 助 成 金 等	不妊治療 支援事業	●対象：以下すべてを満たす夫婦 ①法律上の婚姻をしている(事実婚関係も含む) ②申請日において夫婦の一方又は両方が真庭市民でありその後1年以上真庭市に住所を有する予定の人 ②岡山県指定医療機関で不妊症と診断されその治療を受けた人 ●内容：医療保険対象外の不妊治療費について助成する。	・ 年度内に上限20万円 ※申請回数の制限は無し ※県助成を受けている場合は差し引く	健康推進課 0867-42-1050
		不妊治療 支援事業 (県)	医療保険対象外の体外受精や顕微授精（特定不妊治療）を受けた場合、治療費の一部を助成する。	・ 1回の治療につき上限30万円	岡山県
		不育治療 支援事業	●対象：以下すべてを満たす夫婦 ①法律上の婚姻をしている ②申請日において真庭市民でありその後1年以上真庭市に住所を有する予定の人 ③日本生殖医学会認定専門医で不育症と診断されその治療を受けた人 ●内容：医療保険対象外の不育治療費について助成する。	・ 年度内に上限30万円 ※申請回数の制限は無し	健康推進課 0867-42-1050
		若年がん患者 妊孕性温存治 療支援	●対象：次のすべてを満たす人①妊孕性温存治療開始日及び凍結保存更新日において、真庭市に住所を有する年齢が40歳未満の人②がん治療により生殖機能が低下又は失う恐れがあると医師に診断された人③岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業、真庭市不妊治療及び不育治療支援事業に基づく助成を治療開始日において受けていない人④他の自治体が実施する妊孕性温存治療支援事業による助成を受けていない人⑤指定医療機関において治療を受けた人 ●内容：医療保険対象外の妊孕性温存治療費及び凍結保存更新料	・ 妊孕性温存治療 男性5～25万円まで、女性40万円まで ※一人1回限り ・ 凍結保存更新 年間3万円まで	健康推進課 0867-42-1050
	サ ー ビ ス	妊婦一般健康 診査(妊婦健康診査)	医療機関等で妊娠中に14回、健康診査を受けることができる。(償還制度あり)	無料	健康推進課 0867-42-1050
		妊婦・パートナー 歯科健康 診査	市内歯科医院及び新庄村歯科診療所で妊娠中に1回、妊婦及びパートナーが健康診査を受けることができる。	自己負担金：1人につき500円	健康推進課 0867-42-1050
		産婦健康 診査	医療機関等で受けることができる。(償還制度あり) ●対象：産後、2週間、1か月など、出産後間もない時期の産婦 ●内容：身体の回復状況を確認する健康診査	無料	健康推進課 0867-42-1050
		ほっと パーキング おかやま	障がいのある人や高齢により歩行が困難な人、妊産婦（妊娠7か月から産後1年）等が、利用証を持つことで、身体障がい者等用駐車スペースを優先利用できる。	無料	福祉課 0867-42-1581
		ももっこカード	妊娠中及び小学6年生までの子育て家庭が、カードを提示することにより買い物や娯楽施設等で割引や特典が受けられる。	割引特典等については岡山県ホームページ参照	子育て支援課 0867-42-1054
		母子健康 手帳交付	妊娠届出者に母子健康手帳を交付する。併せて妊婦指導・相談や、子育てガイドブック「はぐくみ」を配布しサービス説明を行う。	無料	健康推進課 0867-42-1050
		妊婦・産婦相談、訪問	妊娠中、出産後など必要な方に相談・訪問を実施する。	無料	健康推進課 0867-42-1050
		妊産婦 ケア事業	「子育て支援サポーター」による育児・家事支援、産後の心身のケアや授乳指導、育児相談が受けられる「産後ケア（宿泊型・日帰り型）」、「ママと赤ちゃんのおっぱい相談」により、妊産婦の不安軽減を図る。	サービスの利用により自己負担あり	健康推進課 0867-42-1050
	子育てオンライン 相談	妊娠・出産・子育てに関する相談をLINEやZoomを活用して実施。子育て情報の配信も行。妊娠を希望する方から子育て中の方とその家族を対象とする。	無料	健康推進課 0867-42-1050	
乳 幼 児 期 く 中 学 生	補 助 金 ・ 助 成 金 等	乳幼児・児童生徒医療費給付制度	●対象：真庭市に住所を有し、健康保険に加入している0～15歳の乳幼児及び児童生徒 ●内容：保険診療の範囲内で自己負担部分を無料とする（県外医療機関の場合は窓口で一度負担する必要あり）	保険診療の範囲内で自己負担部分	市民課 0867-42-1112
		出産育児一時金	国保の被保険者が出産したときに、一時金を支給（妊娠12週以降であれば流産等でも支給）	42万円（産科医療補償制度加入の分娩機関で出産した場合。それ以外の出産は40万8千円）	市民課 0867-42-1112

事業名		内容等	料金や補助金、助成等	担当課
乳幼児期～中学生	補助金・助成金等	児童手当	(以下月額) ・ 3歳未満:一律15,000円 ・ 3歳から小学校修了前まで第一子・第二子 10,000円:第三子以降15,000円 ・ 中学校:一律10,000円 ※所得制限を超える場合一律5,000円	子育て支援課 0867-42-1054
		児童扶養手当	(以下月額) ・ 児童1人の場合(令和4年4月～)全部支給 43,070円、一部支給 43,060円から10,160円 ※全部支給については、第2子の場合10,170円、第3子以降の場合は1人につき6,100円加算	子育て支援課 0867-42-1054
	サービス	子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・子育てに関する相談にワンストップで対応する。	健康推進課 (はぐみセンター) 0867-42-1816
		“里山まにわ”からの贈りもの事業	●目的:赤ちゃんの誕生を市をあげて祝うとともに、豊かな感性や自然を大切にすることを育み、まにわの財産である森や木への関心を広め後世に伝えていく。 ●内容:新生児に木のおもちゃをプレゼントする。	福祉課 0867-42-1581
		ブックスタート事業	●目的:真庭市の未来を担う子どもたちの心身の健全な発育を支援し、特に心の豊かさを育む絵本への初めての出会いをお手伝いする。 ●内容:産後の家庭に地域の愛育委員が絵本を持って訪問し、プレゼントする。	健康推進課 0867-42-1050
		こんにちは赤ちゃん事業	保健師や助産師が訪問して、赤ちゃんの体重測定や母子の健康状態の確認、健康診査の案内、予防接種の説明や育児についての相談に応じている。	健康推進課 0867-42-1050
		育児相談	小学校入学前までのお子さんを対象に、保健師や栄養士が育児についての相談に応じている。 ※市内各地域8か所で開催	健康推進課 0867-42-1050
		乳児一般健康診査	県内及び鳥取県内の一部の医療機関で1歳までに2回、健康診査を受けることができる。	健康推進課 0867-42-1050
		乳幼児健康診査	お子さんの健康等を確認して頂くため、発育の節目の時期(乳児期2回、1歳6か月、2歳、3歳)に集団健診を行っている。	健康推進課 0867-42-1050
		小児救急電話相談事業	休日・夜間の急な子どもの病気にどう対応したらよいか判断に迷った時に、医師または看護師への電話による相談ができる。 (#8000または086-801-0018)	岡山県
		離乳食教室	栄養士による離乳食の話、調理のデモンストレーションを行っている。概ね4～6か月児の保護者を対象に年6回、概ね6～11か月児の保護者を対象に年4回開催(要予約)	健康推進課 0867-42-1050
		子育てサロンつどいの広場	市内に子育て中の親や子どもが集える場所を整備している。 ※北房1か所・落合1か所・久世1か所・湯原1か所・中和1か所	子育て支援課 0867-42-1054
		すこやか相談	子育ての戸惑いや不安、悩み、発達についての心配等、子育てについて臨床心理士に相談ができる。(要予約)	健康推進課 0867-42-1050
		発達発育支援センター	発達や発育、集団生活での適応など社会生活の中での困りを持つ方の、「相談支援」「通所支援」「家族支援」を中心に、幼児期から成人期までの一貫した支援を総合的に受けることができる。	福祉課 発達発育支援センター 0867-42-1080
		発達相談	対人面の苦しさ、集団生活の困りなど発達に関して。発達支援コーディネーターや臨床心理士に相談ができる。	福祉課 発達発育支援センター 0867-42-1080
		ことばの相談	「ことば」について発語や発音等、言語聴覚士に相談ができる。 (要予約)	福祉課 発達発育支援センター 0867-42-1080
		通所支援(わくわくステップ親子教室)	発達支援が必要な幼児が親子で参加する教室(療育・親子教室)	福祉課 発達発育支援センター 0867-42-1080

事業名		内容等	料金や補助金、助成等	担当課	
乳 幼 児 期 く 中 学 生	サ ー ビ ス	家族支援	発達や育児についての困りを持つ保護者を対象に、子育てのヒントやほめるコツなどを知る子育て応援プログラムの提供や家族会・ペアレントメンターさんなどの紹介を受けることができる。	無料 福祉課 発達育児支援センター 0867-42-1080	
		幼稚園	保育時間：8:30～13:30 久世1か所	【ひと月当たり保育料等】 ・給食費最大4,400円 ※給食費には主食費と副食費が含まれ、税額等により免除になる場合あり	子育て支援課 0867-42-1054
		保育園 こども園	●保育時間 保育園・こども園保育園部：7:30～18:30（延長30分可 200円/回）、こども園幼稚園部：8:30～13:30 ●保育園 久世3か所、勝山2か所、中和1か所 ●こども園 北房1か所、落合5か所、久世2か所、勝山1か所、美甘1か所、湯原1か所、八束1か所、川上1か所	【ひと月当たり保育料等】 ●保育園、こども園保育園部 ・0～2歳：保育料0～53,000円 ・3～5歳：給食費最大4,900円 ●こども園幼稚園部 ・給食費最大4,400円 ※給食費には主食費と副食費が含まれ、税額等により免除になる場合あり	子育て支援課 0867-42-1054
		寄り添う保育サービス推進事業	子育てに関する施設等の利用者支援や、保育等に関する情報を一元的に管理し、個別ニーズを把握、情報提供・相談を行うために保育コンシェルジュ（利用者支援員）を配置している。		子育て支援課 0867-42-1054
		病児保育事業	保護者の就労等により、子どもが病気の際に自宅で保育が困難な場合に、医療機関等において一時的に保育する。 市内1か所（久世:みんなのクリニック内） ●利用登録：利用には事前登録が必要だが、当日登録も可能 ●利用可能時間：月曜日～土曜日 9:00～17:00	1人 2,000円/日（生活保護世帯の方は無料）	子育て支援課 0867-42-1054
		子育て短期支援事業	津山市内の児童養護施設と契約し、保護者の疾病等、やむを得ない理由により家庭において一時的に養育が困難となった家庭に対し、安心して児童を預けることができる場所を提供する。	●対象 ①生活保護世帯の児童 ②母子・父子家庭等で市町村民税非課税世帯に属する児童 ③上記②以外の市町村民税非課税世帯に属する児童 ④母子・父子家庭等で市町村民税課税世帯に属する児童 ⑤上記④以外の市町村民税課税世帯に属する児童 ●利用料金（1人1日あたり） ①、②…無料 ③、④…2歳未満1,100円、2歳以上1,000円 ⑤…2歳未満5,350円、2歳以上2,750円	子育て支援課 0867-42-1054
小 ・ 中 学 生	補 助 金 ・ 助 成 金 等	予防接種（子どものインフルエンザ）	真庭市独自で1歳～中学3年生までの子どもを対象にインフルエンザ予防接種費用の一部を助成する。市内・新庄村の医療機関で接種できる。	助成額1,621円（自己負担額2,000円）	健康推進課 0867-42-1050
		中学生ピロリ検診及び除菌助成事業	中学2年生の希望者を対象に胃がんの主要原因とされるヘリコバクター・ピロリ（ピロリ菌）の感染検査を行い、あわせて陽性者のピロリ菌除去の治療費を助成する。	・尿中ピロリ抗体検査（無料） ・陽性者への尿素呼気試験（確認試験）は自己負担500円、除菌治療は自己負担2,000円、尿素呼気試験（除菌判定）は自己負担1,500円	健康推進課 0867-42-1050
		就学援助制度	経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対して、学用品費の一部、給食費等を援助している。		教育総務課 0867-42-1085
		特別支援教育就学奨励費	小・中学校の特別支援学級等に就学している児童生徒の保護者又は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、保護者の収入に応じて学用品通学用品購入費や給食費などを援助している。		教育総務課 0867-42-1085
		遺児激励金	遺児（保護者と死別した義務教育修了前の児童）の健全な育成と福祉の増進を図る目的として、遺児激励金を支給している。	・入学激励金 1人につき10,000円 ・卒業激励金 1人につき10,000円・保護者死亡見舞金 1人につき10,000円	子育て支援課 0867-42-1054

事業名		内容等	料金や補助金、助成等	担当課
小・中学生	補助金助成等 ひとり親家庭等医療費給付制度	ひとり親家庭の医療費の自己負担を1割とする（世帯の所得に応じて1か月の自己負担上限額を設定）。	自己負担：1割 （子が高校生年代まで対象）	市民課 0867-42-1112
	ひとり親家庭の自立支援制度	ひとり親家庭の母や父及び児童、父母のいない児童等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を図るため、様々な資金の貸付けを行っている。		子育て支援課 0867-42-1054
	予防接種（定期）	定期予防接種は自己負担なしで、県内の医療機関で接種できる。（償還制度あり）	無料	健康推進課 0867-42-1050
	学校力向上事業	全ての小中学校で心理検査を実施し、生徒指導の改善に取り組む。あわせて補充学習やスクールサポーター等のセーフティネットを確立している。		学校教育課 0867-42-1087
	ICT環境推進事業	無線LANや教師用タブレット端末を整備し、魅力ある授業づくりを進める。また、校務の情報化を進め、情報の共有と活用により、教育の質向上を進めている。		学校教育課 0867-42-1087
	放課後児童クラブ	小学校に就学している子どもであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合、放課後や長期休暇中等に生活できる場所を提供している。 ※北房1か所・落合5か所・久世4か所・勝山3か所・湯原1か所・八束1か所、川上1か所		子育て支援課 0867-42-1054
	思春期ふれあい体験学習	愛育委員、栄養委員等のサポートで中学生・高校生が乳幼児やその保護者と触れ合うことで命の尊さ、性について考える機会を持つ。（一部地域）	無料	健康推進課 0867-42-1050
	スクールバス	学区内で居住地から学校までの距離が遠い児童生徒に対して、規則で定める範囲でスクールバスを運行している。		学校教育課 0867-42-1087
	その他 芸術アウトリーチ事業	●対象：小学生、中学生 ●目的：文化芸術への関心を高め、感性や能力を育成、豊かな人間性を育む。 ●内容：文化芸術の体験授業を行う。 ・鑑賞型：環境の整ったホール等でプロの生の演奏を鑑賞する。 ・派遣型体験事業：芸術家を学校に派遣し体験授業を行う。		スポーツ文化振興課 0867-42-1178
高校生	補助金・助成金等 奨学金制度	経済的理由により就学が困難な高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院等に進学、又は在学する学生等で、保護者が真庭市内に居住している方を対象に奨学金の貸付を行っている。	・高等学校・高等専門学校（1～3学年）：月額2万円以内 ・大学・短期大学・高等専門学校（4～5学年）等：月額3万円以内	教育総務課 0867-42-1085
	奨学金返還金減免制度	真庭市奨学金の奨学生が学校卒業後に真庭に居住し、条件を満たした場合、返還金の減免がある。	減免額：最大1/2	教育総務課 0867-42-1085
	奨学金制度	看護師及び准看護師を養成する市内施設に在学し、将来において真庭市内の医療機関及び福祉施設に看護師等として就職する意思のある方に奨学金を貸し付けている。	看護科1～3年生：月額15,000円 専攻科1～2年生：月額30,000円	健康推進課 0867-42-1050
	奨学金返還猶予・免除制度	看護師等育成奨学金の奨学生で、条件に合致する場合は返還金について猶予・免除の制度がある。	免除額：貸付期間、条件等により異なる。	健康推進課 0867-42-1050

障がい・健康

事業名		内容等	料金や補助金、助成等	担当課
難病・障がい児・者	心身障害者医療費給付制度	重度の障がいがある方の医療費の自己負担を1割とする。（世帯の所得に応じて1か月の自己負担上限額を設定）	自己負担：1割	市民課 0867-42-1112
	障害者通所授産施設等通所奨励事業	在宅の心身障がいのある人で授産施設及び小規模作業所に通所する人に対し、奨励金を支給する。	1日200円（月4,000円上限）	福祉課 0867-42-1581
	重度心身障害者タクシー利用助成	重度心身障がいのある人がタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成する。	月額3,000円	福祉課 0867-42-1581
	特定疾患等医療附带療養交通費支給	月4回以上通院する特定疾患・指定難病患者へ交通費の一部を助成する。	1,000円～7,000円（月額）	福祉課 0867-42-1581
	自動車改造費の助成	障がいのある人が車を所有し運転するために必要な自動車改造費用を助成する。	改造費用の2/3で、上限100,000円	福祉課 0867-42-1581
	自動車運転免許の取得費助成	障がいのある人が自動車運転免許を取得する費用を助成する。	免許取得費用の2/3で、上限100,000円	福祉課 0867-42-1581
	福祉車両購入費助成	身体障がいのある人や介護者の人が福祉車両を購入する場合に助成する。	福祉車両購入価格と通常車両販売価格との差額の1/2で、上限100,000円	福祉課 0867-42-1581
	人工透析患者通院交通費助成	人工透析療法を受けるため通院された人を対象に、通院にかかる交通費の一部を助成する。	月額1,000円～7,000円	福祉課 0867-42-1581
	療育訓練通所交通費助成	療育訓練に通所（片道20km以上）されている方を対象に、通所にかかる交通費の一部を助成する。	2回以上4回未満3,500円・4回以上7,000円	福祉課 0867-42-1581
	心身障害児・者及び精神障害者通所授産施設等通所交通費助成	授産施設等に通所されている人を対象に、通所にかかる交通費の一部を助成する。	1,000円～7,000円	福祉課 0867-42-1581
	盲導犬飼育費助成	盲導犬を利用する視覚障がいのある人に、飼育に必要な経費の一部を助成する。	月額6,000円	福祉課 0867-42-1581
	難聴児補聴器購入費等助成	身体障害者手帳の対象とならない軽度、中等度の難聴のある18歳未満の人を対象に、新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する経費の一部を助成する。	新規又は更新の補聴器購入費と基準価格を比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額	福祉課 0867-42-1581
	意思疎通支援者養成支援事業	聴覚障がい者等の意思伝達をサポートする意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）を養成するための専門的な研修の受講や資格取得のための試験受講に必要な費用の一部を助成する。	かかった教材費・受講料・テキスト代、交通費の2分の1の額　ただし交通費のみ1日3,100円を上限とする。	福祉課 0867-42-1581
サービス	福祉移送サービス	ひとりでタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な人を対象に、登録制の移送サービスを実施している。	・登録料　年間1,200円 ・利用料　15分あたり250円	福祉課 0867-42-1581
健康・福祉	各種検診	集団及び個別で、各種検診を実施し、費用の一部を助成する。 ●内容：結核・肺がん検診、肺がん喀痰検査、大腸がん検診、胃がんABC検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査、骨粗しょう症検診	検診料金の約7割を助成（自己負担額約3割）	健康推進課 0867-42-1050
	高齢者インフルエンザ	接種日に65歳以上の方、60～65歳未満で一定の障害のある方に対し、高齢者インフルエンザ予防接種費用の一部を助成する。	助成額2,947円（自己負担額1,300円）	健康推進課 0867-42-1050
	高齢者肺炎球菌予防接種助成	事業実施年度において65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方・100歳以上の方、60～65歳未満で一定の障害のある方で、一回も接種していない方に対し、高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部を助成する。	助成額3,437円（自己負担額4,846円）	健康推進課 0867-42-1050

事業名		内容等	料金や補助金、助成等	担当課	
健康・福祉	風しん予防接種費用助成	風しん抗体価の低い方で、妊娠希望の女性とその配偶者・同居者、風しん抗体価の低い妊婦の配偶者・同居者に対し、風しん予防接種費用を助成する。	助成額6,644円（自己負担額 風しん：無料、MRワクチン：3,564円）	健康推進課 0867-42-1050	
	在宅介護手当支給事業	介護手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図る。 【対象者】要介護4，5と認定され、その状態になった日から引き続き6か月以上経過している方を、在宅で毎月所定の日数介護している方(被介護者、介護者共に市内に住所を有する方)	10,000円／月（10月と4月の2回に分けて支給）	高齢者支援課 0867-42-1074	
	介護用品支給事業	在宅で重度の介護を必要としている方(被介護者)を介護している介護者に対し、介護のために直接必要とする介護用品(紙おむつなど)を支給します。6月と11月を基準に年2回支給され、毎回申請が必要です。 ＜支給を受けられる方＞ 介護者要件及び被介護者要件をそれぞれ1つずつ満たしており在宅で介護をしている方が対象 【介護者要件】市内に住所を有し、在宅で介護をしている次のいずれかに該当する人 ①市民税非課税世帯の方 ②市民税課税世帯に属しその世帯の最も納税額の多い方の前年度における市民税所得割額が12万円を超えない方 【被介護者要件】市内に住所を有し、市民税非課税世帯で次のいずれかに該当する人 ①要介護3の認定を受け、介護認定資料の調査票の排尿又は排便の項目に介助又は見守り等に該当 ②要介護度4・5の認定を受けている方	【支給限度額】 ・介護者要件①の場合 70,000円/年(物品支給 6月と11月の2回に分けて支給) ・介護者要件②の場合 35,000円/年(物品支給 6月と11月の2回に分けて支給)	高齢者支援課 0867-42-1074	
	サービス	地域包括支援センター	久世の地域包括支援センター及び、北房・落合・勝山・美甘・湯原・蒜山の各地域支援センターにおいて、高齢者の相談を総合的に受けつける。		地域包括支援センター 0867-42-1079
		家族介護者交流事業	高齢者等を在宅で介護している皆さんを、介護から一時的に解放し、身体的及び精神的な軽減、リフレッシュを目的としている。 【対象者】市内に住所を有する要介護状態の高齢者等を主として介護している、市内に住所を有する方	1名:1,000円（昼食代）	高齢者支援課 0867-42-1074
	病院	病院・医院数	北房4か所、落合8か所、久世10か所、勝山6か所、湯原2か所、八束2か所、川上1か所		健康推進課 0867-42-1050
		歯科医院数	北房3か所、落合5か所、久世5か所、勝山2か所、湯原1か所、八束1か所、川上1か所		健康推進課 0867-42-1050

事業名		内容等	料金や補助金、助成等	担当課
補助金・助成金等	起業支援事業 (補助事業)	●目的：市内産業の振興・活性化、及び移住定住や経済活性化を図る ●対象：起業の日に市内に住所を有している方、市内に事務所を設置、または設置を予定している方、市税を完納している方 ※既に事業を営んでいる場合や他の補助金を受けている場合、農業・医療業を営む場合等、一部対象にならない場合あり	●補助額：上限100万円 ※まにわ創業塾で特定創業支援事業証明書を取得した方は上限150万円まで拡大) ●補助率：1/2以内 ●対象経費：設備費、原材料費、出張旅費、広告費、委託費等	産業政策課 0867-42-1033
	「まにわ創業塾」 (セミナー開講/受講証明書発行)	●目的：創業に関する知識を身に付けていただく ●対象：新たに創業を予定している方、創業の知識を身につけたい方等 ●時期：1月ごろ（年1回(毎週土曜日の全4日間を予定))※無料 ※受講者には、追加支援が受けられる特定創業支援事業証明書を発行 ※下記セミナー等を受講した場合も証明書を発行 ●セミナー等：分野別ミニ創業塾 事業計画書作成研修(岡山県産業振興財団)、岡山イノベーションスクール(中国銀行)	●支援内容 ・起業支援事業に係る補助金限度額拡大(上限100万円→150万円に拡大) ・株式会社を設立する際の登録免許税の軽減措置 ・日本政策金融公庫新規開業支援金の貸付利率引き下げ	産業政策課 0867-42-1033
	新規就農研修	地域就農オリエンテーション参加者を対象に岡山県が実施する県内で就農を希望する55歳未満を対象とする研修で、農家生活を体験する「農業体験研修」(1か月)とその後本格的な就農に向けた準備を行う「農業実務研修」(2か年以内)の2段階がある。真庭市ではピーナツとトマトが対象品目となっており、農業実務研修生には年額150万円の交付金に加え、真庭市で研修サポート費用として年額30万円を交付。	「農業実務研修」期間は年額150万円程度の研修費が県等より支給される。農業実務研修の対象者には、真庭市独自に最大年額30万円の追加支給を行います。	農業振興課 0867-42-1031
	新規就農者育成総合対策事業 (経営発展支援事業)	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。【国・県制度】 交付を受けるためには以下の要件を満たす必要あり ①市から青年等就農計画の認定を受け（＝認定新規就農者）、5年後の自立した農業経営ができる方 ②原則49歳以下で独立・自営就農である方 ③市の「人・農地プラン」に位置付けられている方等 ④前年の世帯所得が600万円以下の方 ⑤国の定める規定を遵守し、必要書類等の作成、提出が可能な方 ⑥機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けることが必要	対象事業費最大1,000万円に対し、国最大1/2、県最大1/4分を補助する。(経営開始資金定額交付金受給者については対象事業費最大500万円)	農業振興課 0867-42-1031
	新規就農者育成総合対策事業 (経営開始資金)	農業を始めて間もない時期に、交付金を交付する。【国制度】 交付を受けるためには以下の要件を満たす必要あり ①市から青年等就農計画の認定を受け（＝認定新規就農者）、5年後の自立した農業経営ができる方 ②原則49歳以下で独立・自営就農である方 ③市の「人・農地プラン」に位置付けられている方等 ④前年の世帯所得が600万円以下の方 ⑤国の定める規定を遵守し、必要書類等の作成、提出が可能な方	国の交付要件を満たし、決定したものについて年間最大150万円、最長3年間	農業振興課 0867-42-1031
	青年等就農資金	青年等就農計画の認定を受け、計画に即して農業経営を開始するための機械・施設等に必要な資金を無利子で貸し付ける。【国制度】	・融資限度額：3,700万円・金利：無利子 ・融資期間：17年以内（うち据置期間5年以内）	農業振興課 0867-42-1031
	就農奨励金	新たに農業に従事する方で、将来にわたり専業（年間農業従事日数250日以上）として農業経営を続けていく、15歳以上39歳未満の方を対象に奨励金を支給する。	5万円（1回限り）	農業振興課 0867-42-1031
サービス	「真庭市ふるさとハローワーク」の利用 (無料職業紹介)	真庭市と岡山労働局が共同設置したハローワーク。2名の専門職員が市内求人情報を紹介している。 ●内容：・就職相談、職業相談・求人情報自己検索機器等による求人情報の提供 利用時間：9:30～17:00（土・日・祝・年末年始は休み）	【問い合わせ先】 真庭市ふるさとハローワーク 住所：真庭市久世2927-2（真庭市役所第2庁舎1階） Tel0867-53-0220 FAX0867-53-0221	産業政策課 0867-42-1033
	「津山圏域無料職業紹介センター」の利用 (無料職業紹介)	専門相談員が、就職相談やマッチング支援等を行っている。 (注) ご利用には、求職登録が必要 (注) 真庭市内企業の求人情報も紹介 利用時間：9:00～17:15（土・日・祝は休み） ※毎月第2・4日曜日は9:00～16:00で利用可 ※各相談とも、事前にお問い合わせ下さい。	【問い合わせ先】 津山圏域無料職業紹介センター 住所：津山市山下92-1（津山圏域雇用労働センター1F） Tel0868-24-3633 FAX0868-22-9647	産業政策課 0867-42-1033

事業名		内容等	料金や補助金、助成等	担当課
サ ー ビ ス	「おかやま就職 応援センター」 の利用 (無料職業紹 介)	岡山県が専門のコーディネーターが就職相談や就職マッチング支援等を行っている。 ※利用には、事前登録（面談等）が必要 ※その他、就職支援情報のメール配信サービスを行っている（要登録） 利用時間：9:00～17:15（土・日・祝・年末年始は休み）	【問い合わせ先】 おかやま就職応援センター 住所：岡山市中区古京町1-7-36（県庁分庁舎労働雇用政策課内） TEL086-226-7313	産業政策課 0867-42-1033
	就活学生登録 (学生向け 就職支援)	登録（事前登録・本登録）により、下記のサービスが受けられる。 （１）県北地域企業の会社概要・業務内容等を業種別に紹介した情報誌「つやま広域企業ガイド」を発送（2022年版は178社掲載） （２）企業説明会、就職面接会等の就活イベント情報を定期的に提供（メール・郵送） 利用時間：9:00～16:30（土・日・祝・年末年始は休み）	【問い合わせ先】 津山広域事務組合 住所：津山市山下92-1（津山圏域雇用労働センター内） TEL0868-24-3633 FAX0868-22-9647	産業政策課 0867-42-1033
働 く そ の 他	真庭 なりわい塾	●目的：真庭市中和地区・北房地区をフィールドに実際に「あるく・みる・きく」ことを通じて、これからの生き方、働き方、社会のカタチを考え「暮らしをつくる力」「なりわいを構想する力」、「地域を支える力」を養い、「志を共にする仲間づくり」に取り組む若者を育てる。（年8回、毎月土日に宿泊して講座を受講。2～5月に次年度塾生募集）	受講料20,000円（学生は10,000円）	交流定住推進課 0867-42-1179
	真庭起農 スクール	●目的：移住就農・就業をしてみたいと考える都市部住民を真庭市が就農・就業の基礎講座から経営計画まで初期からサポート ●対象：真庭市での移住就農・就業に関心がある都市部に暮らす方（Uターン者含む） ●内容：オンラインによる講座を全3回開催（9月～12月）※受講無料 ●現地農場での体験研修もあり	●受講メリット ・オンラインで実施することによりどこからでも農業経営や真庭市での暮らし基礎知識を学ぶことができる。 ・移住就農した先輩農家の講義や講師のサポートが受けられる。 ・受講者の移住、就農計画や農地の貸借手続きの基礎など、受講後も先輩農家や市、県の担当者によるサポートが受けられる。 ・真庭市農家を訪問、現地での体験も予定しています。（現地までの交通費は実費）	農業振興課 0867-42-1031
	就農相談会	農業を始めるには？どんな支援があるか？岡山県を中心とした相談会を、県内や東京、大阪で開催する。 参加することで「地域就農オリエンテーション」や「新規就農研修」への参加が可能となる。【県主体】	岡山県主催の就農相談会に真庭市の就農担当者が参加。真庭市での就農や暮らしについての情報を得ることができます。	農業振興課 0867-42-1031
	地域就農 オリエンテー ション	●目的：意欲あふれる新規就農者を確保する。 ●対象：新たに県内で農業を始めようとする方 ●内容：各地域の農業の紹介、新規就農研修の受け入れ態勢の説明、農家見学、先輩農家等との意見交換等を行う。	●受講メリット ・現地見学会で研修先の農家、関係者からの情報を得ることができる ・地元精通した関係者のフォローを得ながら、就農に移行することができる	農業振興課 0867-42-1031
	真庭いきいき 帰農塾	●目的：農業の新たな担い手確保を目的に、農業に興味のある市民を対象にした講座を開催している。 ●対象：農業に興味のある、農業経営を始めたい市民 ●内容：白ネギ、ナス、ブドウ、花きの各コースで、基礎から応用まで1年間	●受講メリット 地元精通した関係者のフォローを得ながら、就農に移行することができる ●参加費 1,000円	農業振興課 0867-42-1031

令和4年(2022) 5月現在

メモ

☆移住や定住に関するご相談は☆

真庭市交流定住センター

〒719-3201 岡山県真庭市久世 2374-2

TEL:0867-44-1031

(真庭交流定住ポータルサイト こ こ ま に わ COCO真庭)

<https://cocomaniwa.com>

発行：真庭市交流定住推進課

〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2

TEL:0867-42-1179 FAX:0867-42-1353